

議会改革推進特別委員会（第16回）

日 時 平成24年8月2日（木） 午前10時00分～
場 所 第3委員会室

1 開議

2 検討結果の確認について

- 前回検討結果表

3 検討項目の協議について

- D - 4 P C等のネット接続
- C - 2 定数・報酬

4 次回の日程及び協議項目について

5 その他

議会改革推進特別委員会第 15 回（H24.7.3開催） 検討結果表

B - 6	文書質問制度の導入	酒井15
H23.12.26	意見等	○ 公式な質問と位置付け、一般質問と同等の内容を文書で行えるもの。 ○ 文書による質問が効果的な場合もある。 ○ 公式な質問として、記録の整理が課題 ○ 答弁に係る理事者側の負担も考慮が必要 ○ 議会は言論で運営されることが基本
	結果	具体的な手続き等も含め引き続き検討 検討継続
H24.1.18	意見等	○ 運用次第で本会議での一般質問の充実に資する。 ○ 議員の選択肢が増える。 ○ 理事者の事務負担増を懸念 ○ 本会議の一般質問と同様様々な整理が必要
	結果	制度について理解を深め引き続き検討 検討継続
H24.4.23	意見等	○ 議会の活動は言論が基本。それを踏まえた上での運用を。 ○ 一般質問の延長として捉え、議員個人が行う文書質問が望ましい。 ○ 議会全体の意思として行う質問では重みが増しすぎ、本会議での一般質問の重要性を上回る可能性がある。 ○ 文書質問の個別項目のために議会の意思を統一することが困難、手続きが煩雑 ○ 質問内容は議長において整理 ○ 閉会中に回数制限等を設け実施 ○ 質問及び回答内容は全議員で共有するとともに公開
	結果	実施する方向で検討する。運用の詳細は引き続き検討する。 検討継続
H24.5.24	意見等	○ 議長において質問を認めない例の整理が必要。
	結果	実施する方向で検討する。運用の詳細は引き続き検討する。 検討継続
H24.7.3	意見等	○ 運用案中「議長が質問の適否を判断し、適当と認めたものを市長に送付。」を削除すべき。議長の議事運営権とは別に議員の質問権に関わる部分であり、議長はこのような権限を持っていない。
	結果	○ 運用案中「議長が質問の～市長に送付。」を削除する。改定後の運用案をもとに文書質問制度を実施する。運用の詳細は議会運営委員会において決定する。（H24.7.13、議運へ報告） 決定

C - 2	議員定数・議員報酬の見直し		改革5 改革8 緑風6 公明1
H24.5.24	意見等	各委員が説明	
	結果	本日の説明及び資料内容を理解し、次回委員間で質疑等を行う。	検討継続
H24.7.3	意見等	○ 定数・報酬が検討項目となった理由は、市民から定数・報酬削減を求める声があるから ○ 市民意見は厳しい。 ○ 市民に議会の役割を理解されることが必要 ○ 議会の広報広聴機能の強化が必要 ○ 定数・報酬は提案時に会派で議論され整理されているはず。委員は具体的な案として既に示している。 ○ 議員全体で議論するための材料、根拠等を本員会で整理 ○ 議論の前提が整っていない、議会のあるべき姿等を共通認識し、実現の手段としての定数・報酬であるべき ○ 議員の果たさなければならない役割、必要とされる能力、議会改革の目指す方向、必要な条件等の整理が必要	
	結果	定数・報酬に係る具体的な検討は一時棚上げする。議会のあり方、果たすべき役割等について根本的な議論を行う。	検討継続

D - 4	会議に持ち込むPC等（携帯端末を含む）のネット接続を許可		吉田1
H24.5.24	結果	先行して議論する。 次回、湊議員から説明を受ける。	検討継続
H24.7.3	意見等	○ 委員会へ持ち込む機器への提案（本会議は通告制が採用されていること等から、その場で調べ、その場で発言する場面が少ない。） ○ 資料の検索が容易 ○ 議論の効率化と深化に資する。 ○ 民間企業の状況などから、時代の変化として当然である。 ○ 外部への発信の制限、会議に不必要な目的に使用しない、作動音等を生じさせないなどの基本的なルールを設けて運用を。 ○ ゲーム等の不適切な目的での使用を懸念 ○ 機器を持たない議員との格差が生じる。 ○ 議論の質の向上に資する根拠が必要 ○ 想定される機器の例示が必要	
	結果	次回、湊議員から、想定される機器の例示及び趣旨の説明等を受ける。	検討継続

D - 7	議会報告会の拡大		西口3
H24.5.24	結果	広報広聴特別委員会で検討 (H24.6.14、議運へ報告)	決定
H24.7.3	結果	全自治会で1年間に1回は開催できることを基本とした拡大 の検討を、議会改革推進特別委員長から広報広聴特別委員長 に申し入れる。 (H24.7.13、藤本委員長申し入れ)	決定

（目的）

第 1 条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例によって議会と議員に関係する規範を定めて、その定めた規範を全議員が理解して行動すること求めています。

議員は市民から選ばれてその職についており、市民の負託に応えていかなければなりません。この条例に定められた活動を行うことで、議会が持っている機能を発揮して、市政運営に関する期待された役割を果たすことによって将来の亀岡市のまちづくりと安定した市民生活に寄与します。

「市民の福祉向上」を最大の目的とし、議会の役割を果たしていくことを目的とします。

（議会の役割）

第 2 条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

【解説】

地方自治のあり方は、自分たちの地域の運営に関することを自分たちで決めることにあります。議会は市民から選ばれた「代表」である議員の集まりです。議員は代表として市の運営を決定していきます。議会は責任を持って「決める」ことを行っています。

議会は、（１）市長等が行っている政策等が正しく行われているかチェックし、（２）市民福祉の向上に繋がる政策等を考え出し、決定していきます。

（議会の活動原則）

第 3 条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （１）公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- （２）市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- （３）自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- （４）市政への市民参加を推進すること。
- （５）市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。

【解説】

議会の活動原則は、市民との関係を重視して定めています。

- （１）公平・透明を旨とし、市民がわかりやすく、参加できる議会運営を行います。
- （２）議決したことをはじめ、議会内で行われる議論等を公開・発信し、市民に対する説明責任を果たします。
- （３）議員相互に様々な視点からの議論を闘わせることにより、市の問題点を明確にしていきます。
- （４）市民が様々な場面で、直接市政運営に関係できる状況となることを目指して活動します。
- （５）議会は、市民と議員が市政に関して自由に話し合う場となり、議員と市長等とは市政に関して相対して議論する場となります。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

（1）議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。

（2）市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

（3）議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

議員の活動原則は、市民を代表する者として求められる姿を重視して定めています。

（1）議会は、議論によって運営されます。議員同士がお互いを尊重した中で、十分な話し合いを行うことが運営の基本です。

（2）議員は、市民の代表として市民が日ごろ感じている市への思い、意見を十分に把握し、また、議員としての役割を果たすために必要とされる能力を、自ら研修し、行動します。

「市民の代表としてふさわしい活動」とは、議員の活動が市民から見てどのように評価されるのかを倫理的、道徳的な基準で、各議員が「自覚」によって認識するものと考えています。

（3）議員には、亀岡市全体の利益を考える視点を持つことが求められます。

（議員定数）

第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

【解説】

議員の定数は、地方自治法によって人口に応じた上限が定められています。本市では上限30人、現員26人（亀岡市議会議員定数条例（平成13年亀岡市条例第43号））です。

議会を構成する議員の規模は、議会の機能・役割を左右します。市民の多様な意見・意思を吸収し、市民の代表性を担保しながら少数意見の排除を避けるためには、一定の人員を確保する必要があります。議会としての審議能力の発揮と市民の意思の反映は、議会の責務を果たすための基本となることから、単純に財政的見地や効率性のみを基準に、定員を決めることはできません。

本市の状況を考慮し、将来を展望する中で総合的に判断し、決定します。

（議員報酬）

第21条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

【解説】

議員は、議員報酬について厳粛な心構えをもって受け取らなければなりません。議員報酬の額は、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）によって定めています。